特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０９４号
東京都台東区東上野２丁目22番10号
清算株式会社　株式会社Ｋ・Ｄ・Ｃ
代表清算人　水原　勇雄
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第１９号
大分県別府市大字鶴見4207番地の１
清算株式会社　株式会社オー・ピー・エフ
代表清算人　佐藤　　定
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所民事第１部

平成２６年（ヒ）第２０号
大分県別府市元町３番１号
清算株式会社　株式会社オモニ九州
代表清算人　佐藤　　定
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所民事第１部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２００９号
東京都中央区日本橋兜町11番７号
清算株式会社　株式会社ファルマエイト
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第２０７６号
東京都千代田区神田東松下町31番地１
清算株式会社　中小企業飲食機構株式会社
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第２０７７号
東京都千代田区飯田橋１丁目３番７号
清算株式会社　ピー・アンド株式会社
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２０年（ミ）第１１号
東京都港区芝２丁目３番８号
更生会社　りんかい日産建設株式会社
管財人　山口　竹彦
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２７年（再）第３号
大阪市中央区高津２丁目４番21号　ＭＣ高津レジデンス608号室、商業登記簿上の本店所在地兵庫県西宮市山口町下山口５丁目16番12号
再生債務者　株式会社井上工務店
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満２丁目６番８号堂ビル211号室　宮崎法律事務所　弁護士　宮崎　裕二
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成27年３月31日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第１号
富山県高岡市伏木古国府５番10号
再生債務者　株式会社淀川ランドリー
1　決議に付する再生計画案　平成27年３月10日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成27年５月12日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成27年５月８日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成27年４月28日
平成27年３月30日　　富山地方裁判所民事部

平成２６年（再）第２号
富山市西二俣914番地
再生債務者　有限会社淀川商事
1　決議に付する再生計画案　平成27年３月10日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成27年５月12日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成27年５月８日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成27年４月28日
平成27年３月30日　　富山地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第３号
千葉県松戸市上本郷4464番地
再生債務者　高林寺
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過
平成27年３月30日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第２号
北海道苫小牧市拓勇西町５丁目11番７号
再生債務者　林　　泰志
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年４月21日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月７日から平成27年５月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（再イ）第４号
長崎県佐世保市天神５丁目21番15号グリーンヒル201号
再生債務者　多田　夏記
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年４月22日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月７日から平成27年５月13日まで
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２７年（再イ）第１３号
大阪府和泉市池田下町1779番地の３－２－711
再生債務者　北田　　弘
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年４月27日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月７日から平成27年５月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係